

# 新型コロナウイルス感染症に係る相談・医療提供体制

## ○ 相談・医療提供体制を強化

### 【都・特別区・八王子市・町田市保健所】

#### 帰国者・接触者電話相談センター

<感染が疑われる患者の要件>

- I 発熱又は呼吸器症状（軽症含む）を有し、確定患者と濃厚接触歴あり
- II 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（中国 湖北省）に渡航・居住していた者
- III 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（中国 湖北省）に渡航・居住していた者との濃厚接触歴あり
- IV 発熱・呼吸器症状その他感染症を疑わせる症状のうち、医師が医学的知見に基づき、集中治療等が必要かつ特定の感染症と診断することができないと判断し鑑別を要したもの

### ②保健所が調整

#### 帰国者・接触者外来

保健所経由で遺伝子検査

陽性の場合

#### 【感染症指定医療機関】 12病院

- ・ 特定感染症指定医療機関 1病院4床  
（国立国際医療研究センター病院）
- ・ 第一種感染症指定医療機関 4病院8床  
（都立駒込・都立墨東・公社荏原・自衛隊中央病院）
- ・ 第二種感染症指定医療機関 10病院106床  
（都立駒込・都立墨東・公社荏原・公社豊島など）

(都民)

①受診  
相談

③受診先  
案内

④受診

一般的な  
相談

都コール  
センター

#### 【感染症診療協力医療機関】

(約80医療機関：非公表)

感染拡大時

※必要に応じて受入要請

#### 【感染症入院医療機関】

#### 【指定二次救急医療機関】